

令和4年 第2回

仁木町議会臨時会会議録

開会 令和4年5月31日(火)

閉会 令和4年5月31日(火)

仁木町議会

令和4年第2回仁木町議会臨時会議事日程

◆日時 令和4年5月31日（火曜日）午前10時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）
- 日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について
令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について
令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について
令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）
- 日程第11 承認第6号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）
- 日程第12 議案第1号 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第2号 財産（動産）の取得について
- 日程第14 議案第3号 令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第4号 令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第5号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和4年第2回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 4年 5月31日(火) 午前10時30分
 閉 会 令和 4年 5月31日(火) 午後 2時06分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋
副 町 長	林 幸 治	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	教 育 次 長	菊 地 健 文
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 長	河 井 健	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和4年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日5月31日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認6件、議案5件の合計11件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、及び日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づきいずれも省略いたします。日程第6から第9の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10の専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第11の専決処分・補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第12の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第13の財産（動産）の取得については、即決審議でお願いいたします。日程第14から第15の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16の委員の選任については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日5月31日火曜日、会期は開会が5月31日、閉会が5月31日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございます。新型コロナウイルス感染症対策に係る議会運営についてでございます。町内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインをフェーズ1によることとします。続いて、当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、5月31日の1日限りにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月31日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号の提案説明をさせていただく前に、このたび令和4年第2回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り厚く御礼申し上げます。そして、原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、万障繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、冒頭の行政報告につきましては配布させていただきました書面にてご報告とさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、承認第1号の提案説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ623万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1817万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和4年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和4年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 町税から、2ページ、22款. 町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額623万8000円を減額し、補正後の合計を45億1817万5000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額623万8000円を減額し、補正後の合計を45億1817万5000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。第2表 繰越明許費でございます。3款. 民生費、1項. 社会福祉費、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業につきましては、令和3年度に支出が終わらない見込みのため、給付事務費42万6000円と給付事業費3400万円を4年度に繰り越すものであります。

7ページ、第3表 地方債補正、変更でございます。農業競争力強化基盤整備事業につきましては、事業完了により、借入限度額を2510万円とするものでございます。

9ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は3006万1000円の減、地方債は420万円の減、その他2116万7000円の減、一般財源4919万円の増となっております。

11ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 町税、1項. 町民税につきましては、収入見込み

により923万3000円の追加、2項. 固定資産税も収入見込みにより10万円の追加、3項. 軽自動車税も収入見込みにより8万3000円の追加、4項. 市町村たばこ税につきましては、額の確定により30万2000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。2款. 地方譲与税につきましては、いずれも額の確定による増減で、1項. 地方揮発譲与税は19万2000円の減額、2項. 自動車重量譲与税は104万5000円の追加、3項. 森林環境譲与税は28万8000円の減額。

13ページ、3款. 1項. 利子割交付金につきましては、額の確定により10万5000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。4款. 1項. 配当割交付金につきましては、額の確定により40万2000円の追加。

15ページ、5款. 1項. 株式等譲渡所得割交付金も額の確定により72万1000円の追加でございます。

16ページをお開き願います。6款. 1項. 法人事業税交付金につきましては、額の確定により205万3000円の追加。

17ページ、7款. 1項. 地方消費税交付金も額の確定により364万4000円の追加でございます。

18ページをお開き願います。8款. 1項. ゴルフ場利用税交付金につきましては、額の確定により4000円の減額。

19ページ、9款. 1項. 環境性能割交付金は、額の確定により65万9000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。10款. 地方特例交付金、2項. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、コロナによる固定資産税減収分の補填で387万5000円の追加。

21ページ、11款. 1項. 地方交付税は、特別交付税の確定により3804万8000円の追加でございます。

22ページをお開き願います。13款. 分担金及び負担金、1項. 負担金につきましては、収入実績により155万3000円の減額で、農林水産業費負担金は廃目でございます。

23ページ、14款. 使用料及び手数料、1項. 使用料は、へき地保育所の使用料減などにより221万4000円の減額、24ページをお開き願います。2項. 手数料は、収入実績により26万1000円の減額でございます。

26ページをお開き願います。15款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費の実績などにより1528万7000円の減額、2項. 国庫補助金は、額の確定により406万3000円の減額、27ページ、3項. 委託金は実績により、11万7000円の追加でございます。

28ページをお開き願います。16款. 道支出金、1項. 道負担金につきましては、額の確定により418万7000円の減額、2項. 道補助金も額の確定により633万1000円の減額でございます。

30ページをお開き願います。3項. 道委託金は実績により31万円の減額、31ページ、4目. 民生費委託金は目を新設し1000円の追加でございます。

32ページをお開き願います。17款. 財産収入、1項. 財産運用収入につきましては、収入実績により171万9000円の減額、2項. 財産売払収入は収入なしにより、廃目としております。

33ページ、18款. 1項. 寄附金につきましては、ふるさと納税寄附と企業版ふるさと納税寄附合わせて1523万6000円の減額でございます。

34ページをお開き願います。19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、充当先の事業完了に伴い1334万9000円の減額で、財政調整基金繰入金は繰入れなしのため廃目としております。

35ページ、21款. 諸収入、1項. 延滞金、加算金及び過料につきましては7万1000円の減額で、加算金と

過料は廃目、町預金利子は、一時運用利子なしのため廃項としております。3項、貸付金元利収入は実績により15万6000円の追加、4項、受託事業収入は収入実績に伴い97万6000円の減額でございます。

36ページをお開き願います。5項、雑入は額の確定により367万6000円の追加でございます。

38ページをお開き願います。7目、過年度収入は、目を新設し496万5000円の追加でございます。

39ページ、22款、町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

41ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、議会費につきましては、すべて執行残で82万6000円の減額でございます。

44ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては2765万4000円の追加で、1目、一般管理費から、51ページ、7目、公害対策費まですべて執行残、52ページ、8目、ふるさとづくり事業費は、ふるさと納税寄附金4356万7000円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項、徴税費は、執行残122万7000円の減額でございます。

54ページをお開き願います。3項、戸籍住民登録費につきましては、マイナンバーカード交付金の額確定により59万4000円の追加と、執行残を合わせて22万5000円の減額、55ページ、4項、選挙費、5項、統計調査費は財源内訳の変更、6項、監査委員費は執行残6万6000円の減額でございます。

57ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費につきましてはすべて執行残で、1783万5000円の減額でございます。

65ページをお開き願います。2項、児童福祉費は1448万7000円の減額で、1目、児童福祉総務費から、69ページ、4目、保育所費まですべて執行残、災害救助費は8万円を減額し廃項としております。

70ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては1993万5000円の減額で、1目、保健衛生総務費から、73ページ、4目、環境衛生費まですべて執行残、77ページ、5目、上水道費は簡易水道事業特別会計繰出金の確定による減額でございます。

78ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費につきましては1201万8000円の減額ですべて執行残、83ページをお開き願います。2項、林業費は事業完了により108万4000円の減額でございます。

84ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましても、すべて執行残で6029万円の減額でございます。

87ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費につきましては、財源内訳の変更、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費は財源内訳の変更、2目、道路維持費は、執行残898万1000円の減額、88ページ、3項、河川費は執行残17万8000円の減額、4項、住宅費も執行残47万6000円の減額でございます。

89ページ、9款、1項、消防費につきましては、北後志消防組合負担金の減などで293万5000円の減額でございます。

90ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費につきましては、事業完了により208万円の減額。92ページ、2項、小学校費は、執行残391万5000円の減額、94ページ、3項、中学校費も執行残、432万9000円の減額。96ページ、4項、社会教育費も執行残46万5000円の減額。98ページ、5項、保健体育費も執行残262万4000円の減額でございます。

101ページをお開き願います。12款、1項、公債費につきましては80万6000円の減額で、1目、元金は財

源内訳の変更、2目、利子は長期償還利子が執行残、一時借入金利子は借入れなしによる減額でございます。

102ページをお開き願います。13款、諸支出金、1項、基金費につきましては、公共施設等整備基金への積立てで1億2218万7000円の追加。

103ページ、14款、1項、予備費につきましては121万7000円の減額でございます。105ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間は最長で40分といたします。質疑はありませんか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）73ページの新型コロナウイルスのワクチンの接種率というか、第3回目の接種率ほどのくらいだったのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問に対してお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況の3回目の接種率につきましては、65歳以上の方と65歳未満の方、2パターンでお答えさせていただきたいと思えます。

保健係の方でシステム上で接種率を計算している5月7日現在での接種率になるんですけども、3回目のワクチン接種につきましては、令和3年度からどんどん前倒しになっていて、今現在も続いている状況にあります。それに対しまして2回目のワクチン接種を受けた方で、3回目を終えられた方につきましては、65歳以上の方が98.09%、65歳未満の方が75.69%となっております。以上です。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）今4回目の話も出ておりますけれども、そういう話というのは、仁木町には届いているんですか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）4回目のワクチン接種につきましては、国の指示どおりに今準備を進めているところでございます。

直近の内容でいきますと5月20日に北後志5か町村で4回目のワクチン接種について準備を進めるための協議をしております。4回目の接種につきましては、国の指示どおりに60歳以上の方又は18歳以上の方で基礎疾患、何かしらの病気をお持ちの方、又はお医者様の方でコロナに感染してしまうと重症化になってしまうとお医者様が認めた方につきましては、ワクチンを接種していただくこととなります。

北後志5か町村の方で、一般の方、3回目の接種を終えて5か月以上経った方につきましては、7月5日からワクチンが打てるようになるんですけども、6月23日にワクチンの接種券を発送する予定となっております。今回につきましては、5か町村一斉に6月23日に60歳以上の方に対して接種券をお送りするんですけども、仁木町につきましては、やはり予約を取るところで、皆さん65歳以上の方は大変な状況にございますので、会議の中でちょっと了解させていただきまして、65歳以上の方につきましては3回目と同様、仁木町は予約を役場の方で取らせていただいて送る予定となっております。そのため6月23日に接種券を発送するんですが、若干65歳以上の方が、二、三日遅れて発券する形になるんですけ

れども、必ず医療機関に予約をしてお送りする形になるので、混乱を避けていきたいと思っています。

なお、60歳以上の方、もしくは18歳以上の方で、基礎疾患とかで、予約等がなかなか困難な方もやはりいらっしゃると思います。その方につきましても、3回目と同様、役場の方にご連絡いただきましたら、うちの係の方で予約を取らせていただいて、病院の方にもちょっと段取りを取らせていただいて、予約をして打っていただくというふうに準備しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）子どもの対策というのは、どのくらい何歳以下の方がやっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問なんですけれども、子どものワクチン接種につきましては、仁木町も国と同様に5歳以上の方から順次、ワクチンの準備を進めさせていただいております。ただ、5歳の方であれば、その前にもし間違っ券がいついってしまったりすると、間違い接種という形になりまして、予防接種法上何か健康被害があったときに手立てが取れないということもございますので、5歳の方につきましては、5歳のお誕生日が来る月に券を送らせていただくということで、対策を取らせてもらっています。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第2号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億102万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第2号、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和4年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額427万2000円を追加し、補正後の合計を2億102万1000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額427万2000円を追加し、補正後の合計を2億102万1000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が132万4000円の減、一般財源が559万6000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税につきましては、収入見込みにより566万3000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料につきましては、収入見込みにより6000円の減額でございます。

7ページ、4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、執行残により2万4000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。6款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料につきましては、収入実績により4万1000円の減額。預金利子につきましては収入なしにより1000円を減額し廃項、3項、雑入は1000円の減額。4項、受託事業収入は実績により131万8000円の減額でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、すべて執行残で9万4000円の減額、2項、徴税費は財源内訳の変更。

10ページをお開き願います。3項、審議会費はすべて執行残で2万7000円の減額でございます。

11ページ、2款、保健施設費、1項、特定健康診査等事業費につきましては、すべて執行残で131万6000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。公債費につきましては4万5000円を減額し廃款としております。

13ページ、4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、一般被保険者保険税還付金につきましては執行残21万9000円の減額、一般被保険者償還金は支出なしのため廃目としております。

14ページをお開き願います。5款、1項、基金積立金につきましては、国税の収入増により607万4000円の追加でございます。15ページ、予備費につきましては、執行なしにより廃款としております。17ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めます。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4445万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和4年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第3号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和4年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額658万7000円を減額し、補正後の合計を4億4445万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額658万7000円を減額し、補正後の合計を4億4445万8000円とするものでございます。

3ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。地方公営企業法適用事業について、借入限度額を1100万円に変更するものであります。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、地方債が260万円の減、一般財源が398万7000円の減となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。1款、使用料及び手数料、1項、使用料につきましては、収入見込みにより389万5000円の追加。2項、手数料につきましても、収入見込みにより19万8000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、執行残により807万8000円の減額でございます。

9ページ、5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料につきましては、1000円を減額し、過料を廃目、預金利子は収入なしにより1000円を減額し廃項としております。

10ページをお開き願います。6款、1項、町債につきましては、地方債補正で説明した部分でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、すべて執行残で613万円の減額でございます。

14ページをお開き願います。3款、1項、公債費につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金

利子は、借入れがありませんでしたので、合わせて35万7000円の減額でございます。

15ページ、予備費につきましては、10万円を減額し廃款としております。17ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第4号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7552万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第4号、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和4年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額100万3000円を減額し、補正後の合計を7552万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額100万3000円を減額し、補正後の合計を7552万9000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳になりますが、その他1000円の減、一般財源100万2000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込みにより87万1000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料につきましては2000円の減額で、証明手数料は収入なしにより廃目としております。

7ページ、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては決算見込みにより9万6000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。諸収入につきましては3万4000円を減額し、廃款としております。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、執行残15万5000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出見込みにより73万8000円の減額でございます。

13ページ、諸支出金につきましては6万円を減額し、廃款としております。

14ページをお開き願います。予備費につきましても5万円を減額し、廃款としております。15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第10、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第5号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。仁木町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第5号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

令和4年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要があるため、条例制定するものであります。

主な改正内容としまして、住民税は、住宅ローン控除について所得税額から控除し切れなかった額を住民税から控除する適用期限の延長。また、固定資産税は、令和4年度に限り、商業地に関わる課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする改正、また、省エネ改修工事を行った住宅の特例拡充に伴う改正であります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で、主な改正点について説明いたします。なお、地方税法の改正に伴う条ずれ等につきましては省略をいたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。

まず1ページ、第18条の4納税証明書につきまして、納税証明書には、住所に代わる事項を記載しなければならないとするものであります。第33条第4項及び第6項につきましては、総合課税又は分離課税の所得割の課税標準については、確定申告書の記載によってのみ適用するというものであります。

2ページをお開き願います。第34条の7第1項第1号、ホにつきましては、寄附金控除の経過措置が令和3年度で終了したことによる削除であります。

3ページをお開き願います。第34条の9第1項及び第2項につきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を確定申告書の記載により控除とするものであります。第36条の2第1項は、4ページ、配偶者特別控除の定義を所得税法から地方税法にて規定するとした改正であります。

5ページをお開き願います。第36条の3の2第1項は、給与所得者の配偶者の所得が133万円以下の場合、扶養親族申告書へ氏名の記載をすることとなった追加でございます。また、第36条の3の3第1項は、年金受給者の配偶者の所得が95万円以下の場合、扶養親族申告書へ氏名の記載をすることが追加されたことであります。

6ページをお開き願います。第73条の2、及び7ページ、第73条の3につきましては、固定資産税課税台帳に住所に代わる事項として法人番号等を記載しなければならないとするものであります。附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅借入金控除の期間を令和15年度から令和20年度に延長し、控除とする居住年を令和3年から令和7年に延長とするものであります。

9ページをお開き願います。附則第10条の3は、固定資産税の税額で省エネ改修工事を行った住宅の特例の拡充に伴う改正であります。

10ページをお開き願います。附則第12条につきましては、令和4年度に限り、商業地等の課税標準の上昇幅を2.5%とするものであります。附則第16条の3第2項につきましては、住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得割金額に関わる所得の課税方法を所得税と一致させるとする改正であります。

11ページをお開き願います。附則第20条の2第4項につきましては、特例適用配当等の町民税課税特例を受けようとする場合に確定申告書への記載が必要とする改正で、12ページ、附則第20条の3第4項及び第6項は、条約適用配当等の町民税課税特例を受けようとする場合に確定申告書への記載が必要とする改正であります。

13ページをお開き願います。附則第26条は、附則第7条の3の2住宅借入金控除の改正により削除するものでありまして、附則第25条は、附則第26条の削除に伴う改正によるものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定につ

いて（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第11 承認第6号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、承認第6号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第6号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。令和4年5月13日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9075万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年5月13日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第6号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和4年5月13日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款. 繰入金に31万9000円を追加し、補正後の合計を44億9075万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款. 総務費に31万9000円を追加し、補正後の合計を44億9075万円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が31万9000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては、財源調整のため31万9000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、4項、選挙費につきましては、参議院議員選挙ポスター掲示板の設置・撤去委託料31万9000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第6号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第6号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第12 議案第1号

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9064万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年5月31日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款. 繰入金から補正額10万4000円を減額し、補正後の合計を44億9064万6000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から10款. 教育費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額10万4000円を減額し、補正後の合計を44億9064万6000円とするものでございます。

3 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が10万4000円の減となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、財源調整のため10万4000円を減額するものであります。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 1項. 議会費につきましては、人事異動に伴う人件費1万2000円の追加でございます。

8 ページをお開き願います。2款. 総務費、1項. 総務管理費につきましても、人事異動により327万3000円の追加、9 ページ、2項. 徴税費も、人事異動により175万8000円の追加。10ページをお開き願います。3項. 戸籍住民登録費も、人事異動により919万3000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。3款. 民生費、1項. 社会福祉費につきましても、人事異動により129万4000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費につきましてもは39万7000円の追加で、人事異動と新型コロナウイルスの濃厚接触者等への自宅待機セットの購入費でございます。

15ページ、6款. 農林水産業費、1項. 農業費につきましても、人事異動に伴い777万8000円の減額でございます。

17ページをお開き願います。7款. 1項. 商工費につきましても、人事異動に伴い333万9000円の追加でございます。

19ページをお開き願います。8款. 土木費、1項. 土木管理費につきましても、人事異動に伴い47万2000円の減額、20ページ、2項. 道路橋りょう費も人事異動に伴い665万2000円の減額、21ページ、4項. 住宅費も人事異動に伴い67万6000円の減額でございます。

22ページをお開き願います。10款. 教育費、1項. 教育総務費につきましても、人事異動に伴い120万4000円の減額でございます。25ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号

財産（動産）の取得について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第2号『財産（動産）の取得について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。財産（動産）の取得について、下記の物品を次のとおり買入れたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を求める。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、物品名は、除雪ロータリ（11トﾝ級車輪式、74kwロータリ除雪装置・簡易着脱装置付、マルチプラウ・簡易着脱装置付）となっております。購入の相手方は、虻田郡倶知安町字琴平143番地3、コマツカスタマーサポート株式会社 北海道カンパニー札幌北支店 支店長 山口幸彦でございます。購入金額は3556万3000円であり、そのうち消費税及び地方消費税分は323万3000円でございます。納期は令和5年3月20日までとなっております。

詳細につきましては、渡辺建設課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第2号、財産（動産）の取得について、ご説明申し上げます。

町の条例により、動産の買入れにつきましては、予定価格が1000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、除雪ロータリの予定価格は4326万3000円でありましたので、今、臨時会に上程してございます。この度の購入は、除雪ロータリの増強による配備に伴う購入でございます。除雪ロータリの仕様につきましては、11トﾝ級車輪式、74kwロータリ除雪装置・簡易着脱装置付、マルチプラウ・簡易着脱装置付でございます。

お手元の入札結果一覧表の1ページをお開き願います。指名業者につきましては、物品購入の競争入札参加資格審査申請書を受理した業者のうち、取扱品目に除雪車もしくは特殊車両又は建設機械がある業者を選別し5社を指名しておりましたが、2社から入札辞退の申し出がありましたので、3社により5月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目入札におきまして、コマツカスタマーサポート株式会社 北海道カンパニー札幌北支店が落札しております。落札金額につきましては、3233万円でありまして、この金額は入札書比較価格3933万円に対し、82.2%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては3556万3000円で、納期につきましては、令和5年3月20日まででございます。

次に、2ページをお開き願います。参考資料として、左側に除雪ロータリの仕様を記載しております。また、右側の写真は、除雪ロータリの全景イメージでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『財産（動産）の取得について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『財産（動産）の取得について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第14 議案第3号

令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第3号『令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について。令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、札幌市中央区北2条西4丁目1、新日本空調株式会社北海道支店 支店長 松岡 歩でございます。契約金額は1億670万円、そのうち消費税及び地方消費税分は970万円となっております。工期は令和4年6月6日から令和5年3月17日までとなっております。

詳細につきましては、奈良総務課参事よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）奈良総務課参事。

○総務課参事（奈良充雄）議案第3号、令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により、工事請負の契約につきましては予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に

付さなければならず、本工事の予定価格は1億6678万2000円でありましたので、今臨時会に上程しております。

お手元の入札結果一覧、3ページ目をお開き願います。指名業者につきましては、記載の5社を指名し、5月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、新日本空調株式会社北海道支店が落札しております。落札金額につきましては9700万円でありまして、この金額は入札書比較価格1億5162万円に対し、64.0%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億670万円、予定工期につきましては、令和4年6月6日から令和5年3月17日まででございます。

続きまして4ページ、令和4年度仁木町役場庁舎等複合施設空調機更新・新設工事をお開き願います。主な工事内容につきましては、現在、役場庁舎及び町民センターの1階から3階の各室、13か所に設置している空調機の更新、町民センターの和室や控室、庁舎、町長室などの6か所に新たに空調機を設置する工事、及びそれらの設備にかかる電気設備工事でございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号

令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第4号『令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について。令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、

櫻・小田・仁木重機・長内経常建設共同企業体、代表者、虻田郡京極町字京極568番地、株式会社櫻組 代表取締役 櫻 貢でございます。契約金額は1億9415万円、そのうち消費税及び地方消費税分は1765万円となっております。工期は令和4年6月6日から令和5年2月15日までとなっております。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第4号、令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により、工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億9422万7000円でありましたので、今、臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表5ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者1社と4経常建設共同企業体の計5社を指名し、5月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、櫻・小田・仁木重機・長内経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては、1億7650万円でありまして、この金額は、入札書比較価格1億7657万円に対し99.9%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億9415万円で、予定工期につきましては、令和4年6月6日から令和5年2月15日でございます。

続きまして、6ページ、配水管布設工事位置図をお開き願います。主な工事内容につきましては、大江1丁目から3丁目の間に管径100mmから50mmの水道配水用ポリエチレン管3053.4mなど合わせて4361.7mの配水管を布設する工事で、青色で塗られているところが工事箇所でございます。配水管の埋設位置につきましては、国道5号は歩道及び歩道のり下、道道はのり下、町道は車道及び路肩でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時16分

再 開 午後 1時20分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第4号『令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第5号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 吉川輝光は、令和4年4月5日にご逝去されましたので、次の者を後任として選任したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第5項の規定に基づき、議会の承認を求めます。令和4年5月31日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして余市郡仁木町銀山3丁目492番地4、那須 勝、昭和52年12月3日生まれで、現在満44歳であります。なお、那須 勝氏の任期は、地方税法第423条第6項の規定に基づき前任者の残任期間である令和6年5月5日までとなっております。

それでは、那須 勝氏の経歴について申し上げます。平成8年3月に北海道立余市高等学校を卒業された後、酪農学園大学に入学、その後平成15年8月から平成20年5月まで、大槻食材株式会社に勤め、平成20年6月からは新おたる農業協同組合に入組されました。平成23年3月には新おたる農業協同組合を退職され、現在は家業の農業を営まれております。この間、平成12年4月には、国際協力事業団青年海外協力隊に参加、平成30年11月1日からは仁木町社会教育委員に就任され、青少年の健全育成にもご尽力されております。また、各教育関係機関の役員等も歴任され、農業のみならずあらゆる分野においての識見も豊かです。固定資産の評価にあたっては、正確性、信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。このようなことから、那須 勝氏は固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時38分

再 開 午後 2時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、議案第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、議案第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時01分

再 開 午後 2時02分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和4年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議のもと、ご可決賜り衷心よりお礼申し上げます。

さて、2年前の今頃は、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい始め、日本国内では初の緊急事態宣言が発令された後、北海道でも緊急事態措置が発表され、本町におきましても感染拡大防止のため、小中学校の休校やイベントの中止、公共施設等の休館、そして連休は施設・飲食店等に対しまして、休業要請をさせていただき、各事業者や外出自粛に際し、町民の皆さまにもご理解とご協力をいただき、対応に苦慮していたことが、まだ新しい記憶としてよみがえります。2020年夏に開催予定であった東京オリンピックが史上初の1年延期となるなど、社会全体に不安と閉塞感が蔓延しておりましたが、ワクチンの普及により僅かな明るい兆しが見えつつも、新型コロナウイルスとの戦いは今も続いている状況であります。

新型コロナウイルスが確認されてから2年半が経過し、コロナ禍は収束せず、いまだ先行きが見通せない状況であります。コロナに対する人々の意識は少しずつ変化が芽生えてまいりました。長期にわたるコロナとの戦いで、自粛疲れや現状に慣れが生じ、政府は3年ぶりとなる5月の連休は行動制限を行わず、全国の観光地では、「にぎわいが戻った」の報道がありました。また、先日新型コロナウイルスの水際対策を6月から大幅に緩和すると発表しましたが、Withコロナを意識した新しい生活行動や社会経済活動が実践されつつあります。ただ、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う原油や原材料の高騰に急激な円安も影響し、長引くコロナ禍により世界経済活動が低下し続けた要因もあり、直接的に私たちの生活に多大な影響を及ぼし始めている懸念があることも事実であります。

政府は今月の月例経済報告で、新型コロナの感染が広がって以降、はじめて景気の基調判断からコロナに関する記述を削除しました。Withコロナで、今後の経済活動の正常化が進むとの見方を示しておりますが、町といたしましても、これから本格的なコロナとの共存が求められるものと受け止め、コロナ禍前の

日常を取り戻すべく、様々な取組を徐々に進めてまいり所存であります。

最後になりますが、今後におきましても議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き健康管理には十分ご留意されますよう、合わせてお願いを申し上げまして、本臨時会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時06分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第2回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和4年5月31日～5月31日（1日間）

（ 開会 ～ 午前10時30分 / 閉会 ～ 午後2時06分 ）

議案 番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）	R4.5.31	承認可決
承認 第2号	専決処分事項の承認について 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	R4.5.31	承認可決
承認 第3号	専決処分事項の承認について 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）	R4.5.31	承認可決
承認 第4号	専決処分事項の承認について 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	R4.5.31	承認可決
承認 第5号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	R4.5.31	承認可決
承認 第6号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	R4.5.31	承認可決
議案 第1号	令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	R4.5.31	原案可決
議案 第2号	財産（動産）の取得について	R4.5.31	原案可決
議案 第3号	令和4年度仁木町役場等複合施設空調機更新・新設工事請負契約の締結について	R4.5.31	原案可決
議案 第4号	令和4年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について	R4.5.31	原案可決
議案 第5号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R4.5.31	原案可決